

「企業会計基準適用指針公開草案第3号
退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」についての意見

企業会計基準委員会 御中

平成14年1月18日

公認会計士
井上雅彦
三輪登信
坂田広美
蓑田真理子

1. 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について

確定拠出年金制度へ移換する資産の額が確定した時点で、確定給付年金制度は終了したと考えられるため、終了に伴う損益は一時に認識すべきものであり、制度間移行によりすでに確定している損益への影響額を、将来の一定の年数にわたって繰延処理する理論的根拠はないため、繰延処理を認めることは不適切であると考えます。

(理由)

公開草案第3号「別紙」1.(以下、「別紙」1.という)において、「確定拠出年金制度への移行の影響をすべて一時の損益として認識することは、確定拠出年金制度への移行を阻害することとなる場合も考えられる」との記載があるが、企業が確定拠出年金制度の導入を検討するに当たって重視する点は、退職金・年金制度に関する費用安定化のメリットと、確定拠出年金を導入することによる毎期のキャッシュアウトの負担能力であり、移行の影響を一時の損益として認識しなければならないかどうかという点は導入検討の二次的要因と考えられる。

したがって一時の損益として認識することは必ずしも移行への重要な阻害要因とはならないと考える。

確定拠出年金制度への移行を阻害するという理由で、あるべき会計処理を曲げることは会計処理を決定する立場で採るべきではない。

2. 減額の会計処理について

公開草案第3号「別紙」2.(以下、「別紙」2.という)の文中に記載されているように「原

則案に加え、以下((1)(2))のような取り扱いを選択的に適用できるようにすべき」とする取り扱いではなく、「別紙」2.の(2)の取り扱いを原則的な考え方とし、第32項に記載されている原則案を削除することが理論的と考える。このように考える根拠を「別紙」2.の(1)及び(2)に記載された考え方に関連させてまとめると以下のとおりである。

(1) について

退職給付債務が大幅に減額されるような改訂であっても、将来勤務に係る部分を除き((2)参照) 過去勤務債務として遅延認識の処理をすることが妥当である。

(理由)

「別紙」2.(1)によれば、「退職給付債務が大幅に減額されれば、「退職給付制度の一部終了に近いとみる」ことができ、これが遅延認識を認めない根拠と思われる。しかし、遅延認識の可否は当該損益の性質によって判断すべきものであり、退職給付債務の大幅減額という事象に左右されるものではないと考える。

退職給付規程の遡及的な減額改訂による退職給付債務の減少額は、まさしく過去勤務債務であり、将来の労働意欲の阻害等の根拠により遅延認識が認められているものである。この根拠は、減額改訂の程度によって損なわれるものではないため、たとえ大幅な減額改訂であっても、原則として遅延認識は認められるべきである。

退職給付制度の一部終了は支払等により当該部分の給付が消滅しているため、それが必ずしも将来の労働意欲の阻害等につながるとは言えず、また、そこで生じた損益は過去勤務債務以外の要素からも構成されていることから、これを遅延認識する根拠は比較的希薄であるといえる。しかし、支払等を伴わない過去勤務に係る部分の大幅な減額改訂に伴う損益は、前述のとおり遅延認識する根拠が残されたままである。したがって、この両者を類似の事象とみなすことは妥当とは言えず、当該損益は原則として遅延認識すべきものである。

(2) について

将来勤務に係る部分の退職給付の減額改訂による影響は、本質的に将来期間で負担すべきものであり、減額改訂により過去勤務債務が発生することはないと考えるのが理論的である。ただし、将来勤務に係る部分の退職給付の減額改訂により、既に認識している退職給付債務が減少する部分があれば、原則として「縮小利得」として一時認識すべきである。

(理由)

退職給付債務は、測定時点における過去の勤務の対価が累積したものである。したがって、将来勤務に係る部分の減額または増額改訂については、その影響は将来勤務期間に

及ぶものであり、過去にその影響が及ぶことはなく、過去の勤務の対価を修正する必要は生じないため過去勤務債務が発生することはないと考えることが理論的と思われる。公開草案第 3 号第 31 項では、改訂前の規程と改訂後の規程に一律的に期間定額基準を適用した結果、過去の費用計上額が過大であったことになり、それを修正するために生じた損益を過去勤務債務として遅延認識することとしている。しかし当該損益は、支給倍率基準を採用している場合には、将来勤務に係る部分の減額改訂からはこのような差額が生じないことからわかるように、採用する数理計算方式に起因して生じた差額と考えられる。

つまり、実際に過去の費用を修正すべき事象が発生しているわけではないため、このような損益が発生するような計算方法は必ずしも実態を反映しているとは言えないと思われる。したがって、本来は期間定額基準においてもこのような不明瞭な差額が生じないように計算方法を工夫することが望まれる。

たとえば、極端な例であるが、現時点での退職金を保証するかわりに、今後退職金は増加しない - つまり将来部分を 100%減額した - とする。このとき、賃金後払説及び労働者の立場からは、現時点での退職金はそれまでの労働の対価として獲得されたものであり、今後退職金は増加しないのであるから、勤務費用が発生することはないはずである。しかし、公開草案第 3 号第 31 項の方法によれば一律的に期間定額基準を適用する結果、退職給付債務の減少が生じ、それを収益認識する一方で、本来発生するはずのない今後の勤務に対応する勤務費用が認識されることになる。

こうした会計処理を認めることは、実態と著しく乖離する費用配分方法を認める結果となり、適正な期間損益の算定という観点からその妥当性が問題となると考える。

ただし、将来勤務に係る部分の減額改訂によって既に累積している退職給付債務の減少が生じれば、それを一時認識するべきである。たとえば、将来部分の 100%減額の例では、すでに認識された退職給付債務のうち保証された退職金に係る退職給付債務を超過する部分がこれに該当すると思われる。

このような積立超過部分の取崩処理は、IAS 19 号にある「縮小利得」と同等と考えられ、国際的な会計処理との整合性も確保されると思われる。

公開草案第 3 号第 31 項のような処理を採用した理由の一つとして、公開草案第 3 号第 32 項では、従来、過去勤務債務を過去分と将来分に区分していないことをあげているが、制度終了という新たな会計処理を論じるにあたって、過去の処理に囚われるのでは、あるべき姿を見失うことになりかねず、また、それをもって両者を区分しない理由にはならないと考える。

したがって、理論的に過去勤務債務の性質を有しないものを過去勤務債務として遅延認識する公開草案第 3 号の会計処理は合理的とはいえず、() 将来勤務に係る部分の退職給付の減額により過去勤務債務が発生することがないような計算方法により、() 「縮小利得」は一時認識するなどの方法によることが望ましいと考える。

3. 大量退職に係る取り扱いについて

大量退職の定義について第 23 項において、「概ね半年以内に 30% 程度の退職給付債務が減少する場合には少なくともこれに該当するものと考えられる」としているが、こうした具体的な数値基準については適用指針には記載しないことが望ましいと考える。大量退職の定義は「退職給付債務等に重要な影響を及ぼす場合」としてあくまでも退職給付債務等に及ぼす実質的な影響によって判断すべきものとする。

(理由)

大量退職を退職給付制度の一部終了と類似の事象と捉える場合、大量退職に該当するか否かは、あくまでも当該企業や基金の実態に応じて経営者が個別に判断するものであり、一律に数値基準を設けることは、かえって実態を歪める可能性がある。この点も考慮のうえ、あえて「少なくとも・・・」としているものと思料されるが、実務においては適用指針に記載された数値が実質的な判断基準となる可能性があるため、数値基準を設けないことが望ましいと考える。

適用指針の位置付けや役割等を考慮すれば、こうした具体的な数値基準を記載することは望ましくないと思われる。実務上、何らかの判断基準が必要と認められれば、別途 Q & A その他において、具体的な設例などによって例示することが適当と考える。

「概ね半年以内に 30% 程度の退職給付債務が減少する場合」という数値基準には合理的な根拠が乏しいと思われる。

実態に応じて判断すべきところをあえて数値基準を設けることから数値基準自体が一種の決め事であること、当該数値は大量退職の定義にあてはまる下限を示していることなどを考慮しても、「30% 程度の退職給付債務が減少する」という判断基準は、財政計算における変更計算の考え方や従業員の大量の退職で比較的多く見られるケースにおける実際の金額的影響などを考慮した場合、比較的緩い(数値が高い)のではないかという懸念があり、実態を歪める可能性があると思われる。

また、「概ね半年以内」という基準についても、多様性が認められる具体的な実務への適用を考えると、かえって実態を歪める可能性があると思われる。

4. 会計処理の認識時点について

退職給付制度の終了の会計処理を行うにあたり、その具体的な認識時点を明確にすることが望ましい。

(理由)

本来、会計処理の認識時点については、従来の会計基準や公正な会計慣行などを勘案して公正妥当と認められる判断を行うべきである。しかし、退職給付制度の終了に係る会計処理においては、確定拠出型年金への移行や大量退職の場合など、実務上、制度終了の認識時点に係る判断に迷うケースが多く発生することが想定される。また、企業にとって当該会計処理に係る金額的な重要性が極めて大きいことも想定される。

これらのことから、退職給付制度の終了に係る会計処理については、具体的な認識時点を明確にすることが必要と思われる。

5. 確定給付型企业年金の範囲について

キャッシュバランスプランなどハイブリッド型企业年金制度に移行した場合についても取り扱いを明確にしていきたい。

例えば、キャッシュバランスプランへの移行は確定給付型企业年金制度への移行として取り扱うことが妥当か否かなどの判断を示していきたい。

(理由)

キャッシュバランスプランなどの企業年金制度については、制度内容についての理解やそれに伴う会計処理などが現状では必ずしも明確になっていない。

しかし、確定給付企業年金法に係る政省令の公布に伴ってその導入が見込まれているため、退職給付制度間の移行等に伴う会計処理を検討するうえでもその位置付けや取り扱いを明確にしておく必要があると考えられる。

以 上